

Weekly Report

第399号
平成29年3月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

修正申告等に対する加算税制度の見直し

28年度税制改正により、修正申告や期限後申告に対する加算税制度の見直しが行われ、今年1月以降に法定申告期限又は法定納期限が到来する国税から適用されています。

◆調査通知後の修正申告等に対する加算税

期限内に行った申告に誤りがあり税額を少なく申告した場合は、修正申告を提出して不足分の税額を納めることとなります。

その修正申告が、実地調査を行う旨など調査に関する一定事項の通知（調査通知）があった後に行われた場合、調査による更正を予知したものでも納付すべき税額の5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の過少申告加算税が課されることになりました。

また、期限内に申告しておらず、調査通知後に行った期限後申告（調査による更正等を予知してされたものでない）に対して課される無申告加算税は、納付税額の10%（50万円超の部分は15%）に引上げられました。

◆無申告等を繰り返した場合の加重措置

無申告などが繰り返して行われた場合の加重措置も導入されています。

無申告又は仮装隠蔽による期限後申告について、過去5年以内に同じ税目に対して無申告加算税（更正等の予知後によるもの）又は重加算税を課されたことがある場合は、その期限後申告等に対する無申告加算税又は重加算税に10%が加算されます。

この場合、無申告加算税は納付税額の25%（50万円超の部分は30%）、重加算税は45%（無申告加算税に代えて課されるものは50%）となります。

従業員の採用・退職による社会保険の取扱い

3月・4月は、従業員の採用や退職等が増える時期ですが、社会保険料（厚生年金・健康保険）は月単位で計算されるため、月の途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合でも、保険料を日割りで計算することはありません。

そのため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることとなります。

一方、退職等の場合は、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありませんが、資格喪失日は退職等した日の翌日となります。例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月までの保険料を納める必要があります。

「完全生命表」による日本人の平均寿命は

厚労省は、5年ごとに作成している「完全生命表」を公表しました。生命表とは、ある期間における死亡状況が今後変化しないと仮定した場合の各年齢における平均余命などを表したものです。

それによると、0歳における平均余命（寿命）は男80.75年・女86.99年となり、20歳では男61.13年・女67.31年、65歳では男19.41年・女24.24年となっています。また、寿命中位数（出生者の半数が生存すると期待される年数）については、男83.76年女89.79年です。